

**本事業及び本対象技術分野に関する要望・意見について**  
**「小規模事業場向け有機性排水処理技術分野 拡大ワーキンググループ会合の開催及び意見の募集」及び「小規模事業場向け有機性排水処理技術分野 平成 22 年度事業に関するアンケート」より**

## 1. 意見・アンケート募集の概要

- 広く事業に関する意見を集め、より効果的な制度の構築に向けた検討を行うことを目的として、拡大ワーキンググループの開催に合わせて、意見募集を実施した。
- 意見内容としては、事業の進め方、実証のあり方、対象技術への要望、実証を行った環境技術開発者の事業に対する貢献度等、環境省環境技術実証事業ロゴマークのより良いあり方等についての提案、要望、意見等であり、事業全般としている。
- 環境省ホームページにおいて募集（平成 22 年 10 月 25 日（月）～11 月 19 日（金））したところ、7 件の意見があった。
 

・実証機関	2 件
・技術の製造・販売者（メーカー）	2 件
・技術の使用者（ユーザー）	2 件
・その他	1 件
- また、全般的な意見募集とは別に、これまで本技術分野の環境技術実証事業に参加し、結果報告書の公表及びロゴマークの交付を受けた実証申請者・環境技術開発者並びに平成 22 年度に本技術分野に参加し実証試験中の申請者を対象（計 26 社）にアンケートを実施したところ、18 件の回答があった。

## 2. 意見・アンケート募集結果の概要

### （1）実証事業及び対象技術についての全般的な意見募集の結果

#### ○対象技術への要望・意見

- ・対象技術の内容について

実証試験要領 1 ページ目の対象技術に関する文中、「有機性排水を適正に処理する排水処理技術」とあるが、「排水負荷を低減できる排水処理技術」という意味合いを強くアピールした方がよいのでは。

#### ・実証対象範囲の拡大

現在、事業所排水量が 50m<sup>3</sup>/日以上は実証事業の対象外であるが、事業所全体の排水量が 50m<sup>3</sup>/日以上であっても、事業所の一部の排水を処理することによって、その事業所全体の排水が改善されるような技術であれば、実証試験の対象技術として認定して頂きたい。

<例>食品加工場の排水量は約 70m<sup>3</sup>/日である。しかし、一部の排水量約 10m<sup>3</sup>/日中の油分は 10%~20%である。したがって、この 10m<sup>3</sup> の排水を処理することによって、後段の排水処理装置への負荷を下げることができる。

#### ・実証のあり方

ユーザーが知りたいのは効果の実証であって性能の実証ではない。ユーザーは測定数値やデータには余り興味を持たない。

実証装置が長期間使用されているのであればその効果を明らかにし、裏付けの性能評価として実証データが有ればよいと思う。混油排水で困っているユーザーの求める装置の情報は、装置のテーブル実験、規格性能、短時間、短期間の性能評価ではなく、1年以上の長期期間での使用による性能評価である。特に、問題が解決されたのか。現在継続使用されているのか。トラブル回避の環境効果や経済的効果であり、それを裏付ける装置の性能データは効果の裏付けであると感じる。

装置の、実証データも重要であるが、装置が長期間に設置され、効果が発揮されているのであれば、開発者と使用者側をヒヤリングし、設置現場の状況を確認し、改善項目を明らかにすれば、装置の効果が明確になり、どのような事象に効果が期待できるかが容易に推測出来るのではないか。そこが一番知りたいところであり、効果がユーザーの抱える問題事象に対応可能かを判断するため、実証データが必要になるのではないか。

#### ・環境技術実証事業の困難な状況

客観的な評価が行なわれていないために、普及が進んでいない先進技術とありますが、客観的な評価を受けられたとしても、問題点が多い。

- ①弱小ベンダーの場合かかる実証・設置コストに耐えられない。(徹底した実証が行なわれず、水質の見た目判断による技術が横行し、コストをかけていないので、競争にならない。さらに、客観的な判断なしに安価に販売されている。)
- ②この環境技術実証事業について、申請企業として、コストペイ出来る普及に繋がるか疑問を持たれる。
- ③新しい技術をつけていても、技術導入企業が、万が一のために二の足を踏む。
- ④なかなか、汚泥に回収処理同等の効果があり且つ、コストが下がる技術がない。

#### ・環境技術実証事業のメリット

環境保全効果があると、うたっているが明らかに問題のある技術を販売に来た場合、この事業に応募し、証明していただきたいと言い、『断る』ことができる。ある大阪府下の『ある市』の場合、市議員から連絡があり強く設置を要望されましたが、この事業で、実証してくださいと言うと、『業者から辞退』と言う結果に終わった。

本当に先進的な技術の確立が図れた場合、産業廃棄物の削減及び外食における『悪臭』の問題など、解決したい問題が山積しております。

サステナブルな社会構築の為に、普及推進については是非とも同事業の継続が不可欠と考えます。

- ・環境技術実証事業の改善策

同事業継続のため、目的遂行のため、『補助制度の導入』や、『実証による、企業側の販売・設置していることのメリット増化策』を検討してはいかがかと考えます。

## ○対象技術分野における事業の進め方への要望・意見（試験方法等に関する内容）

- ・実証試験実施場所について

国等が、実証機関の選定と同時に実証試験実施場所を提供できる（かつ優れた有機性排水処理技術を求めている）企業・団体等と調整し、実証場所をセッティングした上でデモ試験機の導入という形を推奨してはどうか。

デモ試験が成果を上げることでビジネスチャンスが広がることから（実証終了以降は民間同士の話）、優れた先進技術を持つ企業が積極的に導入を狙ってくる可能性がある。

- ・実証試験場所と実証対象装置について

実証試験の前提として、実証場所と実証対象装置との適正を事前に調査し、選定して欲しい。排水の原水流入条件（インプット）、処理場所（槽の有効容量）と装置技術（プロセス）及び放流水質条件（アウトプット）の一貫性がない実証はありえないからです。例えば、水理滞留時間（HRT）30分（2トンの実用量のグリストラップ（処理槽）に4トンの厨房流入水が1時間で入る）であり、且つその時間帯に高濃度排水が集中して放流されるという水量水質負荷の著しい環境では、実証試験の推薦場所としては適切ではない。

- ・実証技術の使用及び実証試験場所の提供について

ユーザーとしての意見ということですが、本実証試験事業に関しましては報告書にありますように、排水流量を減量することで、一定の効果があることが実証されましたので、排水量の多い施設対応の技術開発に期待が持てると考えています。

また、実証試験場所提供の立場からすると、試験中の排水（n-Hex値）が、試験を行ったために基準値を試験終了まで継続してオーバーしていたため、試験途中で試験方法の改善があれば、良かったのかなと思います。

今後行われる実証試験においても、条件に違いは有ると思いますが、同様に考えております。

- ・既存データの活用

世界との技術・営業競争においてスピードは重要である。実証事業のスピード化も必要ではないか。

技術・装置の設置が1年以上有料で設置され、採用されている場合は、現場で調査した実証前の過去データの使用も認めてはどうか。

一度実証した技術であって、効果やデータが良好のもので、別の分野で実施している場合で、効果やデータが予測可能である場合、過去に設置場所で取ったデータを実証機関で精査し、実証データとしてはどうか。これにより、ユーザーの欲しい情報とスピード化が得られるのではないか。

## ○実証事業、技術の普及・発信・紹介等への要望・意見

### ・実証によるメリットについて

事業あるいはロゴマークの知名度が低い。

PRとして、例えば、これまでの技術をまとめた本（有機性排水処理技術〇〇社）の出版や展示会・イベント等での事業PR、特に優れた効果を示した技術に対する大臣からの表彰制度、ロゴマークを環境省のTOPページに出すなど、事業実施主体としての運営努力も必要と考える。

### ・実証技術の公開機会の拡大

実証事業に参加した技術開発者は、環境省が主催する展示会等への出展が技術の広報になるため参加を希望している。このような展示会場へは、各業種のユーザー、メーカーが参加するため、実証事業あるいは実証技術を知る良い機会である。

<例>国際展示場、パシフィコ横浜等の展示会場での展示

### ・実証技術の普及等

規制や行政の指導が有れば対策はとられやすい。規制や行政の指導がない場合は、対策をとることによるメリットがなければ実施はされない。

対策をとったユーザーのメリットになる仕組みがあれば普及は加速されるのではないか。

ユーザーは排水トラブルで、近隣住民や行政とのトラブルを生じ、解決のため対策を検討する。色々検討するが、実施可能な費用や規模で、費用対効果を考え対策をとる。すなわち、規制が無い以上、トラブルにならない限り対策はとらない。しかし、一度トラブルを克服し、環境対策と同時に経済的メリットを体験したユーザーは、トラブルが発生する前であっても、トラブルリスクの回避と経済性を享受するために装置の導入を行う場合がある。積極的に導入したユーザーは、実施した対策に環境による経済的価値を見だし、未対策の同業他社との差別化に利用できないかと考える。なぜなら、下水道整備地区に有る同業他社は、ほとんど未対策のまま、ただ同然で下水道放流が出来ているわけで、経済的負担が不公平と感じてしまうからである。また、未対策の同業他社が下水道未整備地区であった場合、対策をとらない方が損をしていることが多いので気にはならない。逆に、ライバルには良い対策は教えたくないと思う場合もある。関係者に対しては対策を薦める場合もある。

・実証技術の使用・普及について

現在ラーメン専門店を営業するうえで、廃水問題は避けられないものとなっています。主な原因はスープに含まれる“油”で、それらは商品そのものの味に直接関わるものなので、おいしいラーメンを提供するには、はずすことのできないもののひとつです。

当社が提供するラーメンもその例より漏れることのない商品となっており、以前よりいくつかの排水対策に取り組んでおりました。

しかしながらそれらの対策が具体的な効果を上げることは殆どありませんでした。

現在導入している油脂分離装置は、床に直接廃水を流すことが出来なくなるというデメリット部分もありますが、使用方法を守れば、グリストラップなどの清掃時点ですら、殆ど油を確認することがなくなり『油を廃水に流していない』ということを実感できています。

今までに比べ環境対策効果はかなりのものと思われしますので、そういった道具がある以上は対策としての道具の推奨や導入補助、それらの対策を行っている会社や店舗のわかりやすい所に「環境問題対策実施店舗」であることが一般の皆様にもわかるようなマークを作り、はりだしたり、それらをエコマークのように誰もが知っているマークに昇華する活動に取り組んでいただきたいです。

## ○試験結果の公表方法等への要望・意見

・実証試験報告書の早期開示

実証試験報告書は公文書となるため、その公開は慎重に行う必要がありますが、一方、実証試験に参加した技術開発者はエンドユーザーに対して開発技術を説明するために報告書の早期開示を求めています。そのためには、概要版のみでも早期の開示をお願いしたい。

## ○環境技術実証事業ロゴマークのより良いあり方についての要望・意見

・ロゴマークの表記変更の件

平成 21 年度からの環境省実証事業の全実証技術より、ロゴマークについて、「本技術及びその性能に関して、環境省等による保証・認証・認可等を謳うものではありません。」という記載が追記されたものに変更されたが、これではエンドユーザーとなる装置技術の利用者より、「このロゴシールにどのような意味が込められているのかが明瞭にならない」との意見が 10 件中 9 件あった。「環境省等により実証試験を実施した。」という事実をロゴマークに明記するべきである。

## (2) アンケート募集の結果

### ○当事業への参加目的について

- ・複数回答可による選択項目の集計結果

- (a) 公的機関での評価として (18)
- (b) 技術の広告として (12)
- (c) 企業の広告として (10)
- (d) 試験価格が安価であるため (3)
- (e) 製品の性能確認の一環として (11)
- (f) 売り上げの向上のため (7)
- (g) 企業の知名度向上のため (8)
- (h) その他 (3)

- ・『その他』の内容

- ・ 装置を採用して頂いた企業のメリットとなるように。環境配慮企業としての宣伝利用。

- ・ 官公庁からの推薦のため

- ・ エスローテ拡販

- ・ 参加目的の中で、最も重視するもの (1つだけ選択)

- (a) 公的機関での評価として (13)
- (b) 技術の広告として (1)
- (c) 企業の広告として (1)
- (d) 試験価格が安価であるため (0)
- (e) 製品の性能確認の一環として (0)
- (f) 売り上げの向上のため (2)
- (g) 企業の知名度向上のため (0)
- (h) その他 (1)

### ○「実証」の対外的（販売業者、ユーザーなどに対する）理解について

- ・ 選択項目の集計結果

- (a) 理解されている (3)

- (b) 理解は進んでいると思うが、完全に把握されていない (7)
- (c) 理解されていない (5)

- ・ 『理解されていない』場合に理解を進めるための考え
- ・ ・ 実証＝認証、保証と捉えられることが多いかと思いますが、メーカー責任としてその説明責任をしっかりと行うことで大抵は理解されるものと考えます。
- ・ ・ 各自治体での公共工事の一部に「実証」技術枠を作って採用しては。
- ・ ・ ユーザー等は、実証モデル事業に対する認識も薄い。
- ・ ・ もっと宣伝・広告等での地方公共団体や企業へ継続的な PR 活動が必要

#### ○本事業の成果（実証試験結果、ロゴマーク）に関する活用について

- ・ 複数回答可による選択項目の集計結果
  - (a) 同一基準での評価として (3)
  - (b) 公的試験結果として (12)
  - (c) 企業広告（販売用資料）として (10)
  - (d) その他 (3)
- ・ 『その他』の内容
- ・ ・ 実証機器設置店での表示など。
- ・ ・ ①実証試験は流量負荷の調整がされており、更に水質値についても小規模事業所の排水事業者の理解が難しいと考えられる実証試験内容の為、水質知識の無い幅広いエンドユーザーへの説明資料としては、その実際の活用が難しい。
- ・ ・ ②ETV ロゴマークについて、平成 21 年度からの環境省実証事業の全実証技術より、「本技術及びその性能に関して、環境省等による保証・認証・認可等を謳うものではありません。」という記載が追記されたものに変更されたが、これではエンドユーザーとなる装置技術の利用者より、「このロゴシールにどのような意味が込められているのかが明瞭にならない」との意見が 10 件中 9 件あった。「環境省等により実証試験を実施した。」という事実をロゴマークに明記するべきである。
- ・ ・ 実証技術の中でランクわけをして合格技術と不合格技術を見分けるべき。

## ○ユーザーなど顧客からの実証済み技術に対する問い合わせについて

### ・ 選択項目の集計結果

- (a) 実証事業を通じて問い合わせがあった (3)
- (b) 実証試験結果報告書に関して問い合わせがあった (6)
- (c) ロゴマークについて問い合わせがあった (2)
- (d) 問い合わせはなかった (5)
- (e) その他 (1)

### ・ 『その他』の内容

- ・ ・ お客様から性能評価の問い合わせがある時、ホームページからリンクを張っている環境省のホームページに入り、実証データを見せる様にしています。

## ○実証試験結果報告書の利用について

### ・ 選択項目の集計結果 (実証試験結果報告書の利用状況)

- (a) 利用している (10)
- (b) 利用を検討している (2)
- (c) 利用していない (3)

### ・ 複数回答可による選択項目の集計結果 (『利用している』又は『利用を検討している』場合の利用方法・検討方法)

- (a) 実証試験結果報告書の印刷物を配布している (9)
- (b) 実証試験結果報告書 (PDF ファイル) を WEB 上に掲載している (4)
- (c) 実証試験結果報告書を WEB 上で引用している (5)
- (d) 実証試験結果報告書をカタログ等へ引用している (4)
- (e) 実証試験結果報告書をカタログ等へ添付している (3)
- (f) 実証試験結果報告書の印刷物配布を検討している (0)
- (g) 実証試験結果報告書 (PDF ファイル) の WEB 掲載を検討している (2)
- (h) 実証試験結果報告書の WEB への引用を検討している (0)
- (i) 実証試験結果報告書のカタログ等への引用を検討している (2)
- (j) 実証試験結果報告書のカタログ等への添付を検討している (0)
- (k) その他 (1)

### ・ 『その他』の内容



- ・ ・ 企業先でのプレゼンテーションなどで利用
- ・ 『利用していない』 場合の理由
- ・ ・ 試験後製品仕様を変更したため、利用できない。
- ・ ・ 現在、実証試験を行った製品を販売していない為。
- ・ ・ 一般的に認識がうすく、評価水準が理解されていない。
- ・ 実証試験結果報告書の利用に関する要望
- ・ ・ 実証試験当時よりも処理技術がかなり進歩しています。

#### ○実証事業ロゴマーク（ETV マーク）の利用について

- ・ 複数回答可による選択項目の集計結果（ETV マークの利用状況）
  - (a) 利用している (11)
  - (b) 利用を検討している (0)
  - (c) 利用していない (4)
- ・ 複数回答可による選択項目の集計結果（『利用している』又は『利用を検討している』場合の利用方法・検討方法（WEB、カタログなど））
  - (a) ETV マークを WEB 上で使用している (6)
  - (b) ETV マークをカタログ等で使用している (11)
  - (c) ETV マークを技術（製品）へ貼付している (2)
  - (d) ETV マークの WEB 上への使用を検討している (1)
  - (e) ETV マークのカタログ等への使用を検討している (0)
  - (f) ETV マークの技術（製品）への貼付を検討している (0)
  - (g) その他 (0)
- ・ 『その他』の内容
  - ・ ・ なし
- ・ ロゴマーク掲載 WEB ページの URL
  - ・ ・ <http://www.seisui.jp>

- ・ ・ <http://www.nt-labo.co.jp/ecoproducts.html>
- ・ ・ <http://komatsu-cleansystem.co.jp>
- ・ ・ <http://maru-hachi.co.jp>
- ・ ・ <http://www.densetsu-net.co.jp>
- ・ 『利用していない』場合の理由
- ・ ・ 試験後製品仕様を変更したため、利用できない。
- ・ ・ 現在、実証試験を行った製品を販売していない為。
- ・ ETV マークの利用に関する要望
- ・ ・ 実証事業参加企業すべてに利用を許可するのではなく合格と認められた事業のみに利用許可すべき。

#### ○新 ETV マーク（仮称）について

- ・ 複数回答可による選択項目の集計結果（新 ETV マークへの追加項目（ETV マークは、本年度より分野別に掲載項目を追加できることとなりました。））
  - (a) 分野名（小規模事業場向け有機性排水処理技術分野）（10）
  - (b) 「第三者実証」（6）
  - (c) 性能値（例えば、BOD 除去率、SS 除去率など）（4）
  - (d) 実証された年度（6）
  - (e) 実証機関名（5）
  - (f) その他（1）
  - (g) なし（5）
- ・ 『性能値』に記載すべき内容
- ・ ・ 油阻集率 SHASE99.5%、実地油分除去率 実証%
- ・ ・ 環境省実証試験は、一事業所でのある限定された短い期間にて実証試験を実施したという事実を過ぎず、その限定された実証試験の水質値についてロゴマークに記載すると、異なる他の事業所に実証装置を設置した場合、エンドユーザーはそのロゴ

マーク水質値と同等、それ以上の水質値を期待する恐れがある。実証試験の水質値は普遍的では無いので、記載すべきでない。又、「性能値」という表現は、装置に対する性能であるかと想像されるが、装置を設置したことによる水質値（BOD除去率等）は小規模事業所の流入水、槽の大きさ、滞留時間等の外的要因の影響にも依存している為、それを装置の「性能値」と表現するのは適切とは言いづらい。

- ・ ・ 処理能力、水量、原水・処理水の pH、BOD、COD、SS、n-Hex
- ・ ・ BOD 除去率
- ・ 『その他』の内容
- ・ ・ 実証場所、対象を明らかにする。ラーメン店排水、社員食堂排水、フライヤー洗浄排水、食肉加工排水等。
- ・ 新 ETV マーク（仮称）の利用に関する要望
- ・ ・ あいまいな文言は排除して欲しい。実証しながらその数値に責任を負えない内容を併記することは何のための実証なのかが判らなくなってしまう。

## ○その他

- ・ 本事業の実施方法（工程、諸手続き、費用など）について
- ・ ・ 信頼のおける既存データの使用を認めてもらいたい。それによる経費と時間の節約に繋げてもらいたい。中国や韓国の技術追い上げ速度に比べあまりにも、実証に行き着くまでの時間、終わってからの発表に時間が掛かりすぎる。国際競争に遅れそうである。
- ・ ・ 実証費用について、平成 15 年から平成 19 年までの環境省環境技術実証モデル事業の時は、実証技術者の費用負担では無かった。しかし平成 20 年より環境省環境技術実証事業となり、実証技術者の費用負担の割合が増大した。中小企業にとって、実証試験の費用負担 140 万円は極めて重い為、実証モデル事業と同様、実証試験の費用負担を実証技術者に分担すべきでない。
- ・ ・ 公的実証の評価をもっと宣伝してほしい。費用の負担を願望します。
- ・ ・ 平成 18 年度は総額 200 万程費用を必要としました。これらが安くなることや、簡単に誰でも取れる仕組みは必要ないと考えます。

- ・ 本事業の実施方法（実証要領、実証項目、実証方法など）について
- ・ ・ 今までの規格の測定値を行っている場合はそれらを示し、現場別による実証値を取るべきである。
- ・ ・ 実証試験を実施する前に、実証試験場所の詳細な水質データは、実証技術者に提示されるべきである。特に、小規模事業場は流入水の水質変動が激しく、流入水質値は分刻みで変化する為、Grab採水でのある時間の一瞬の水質値(BOD 等)の提示では、試験場としての対象選択に関する情報量が少ない。水質最高値、最低値、平均値、更には汚濁負荷量について事前に提示されるべきである。  
 実証方法について、流入水の水質変動が著しく変化する小規模事業場では、事前に適切な採水方法や、採水時の不確かさを軽減する様な方法を、実証機関にて精密に調査し、検証するべきである。少なくとも実証機関は、実証技術者より採水方法の是正（ノルヘキ試料採水をポリ容器で実施していたのをガラス瓶に変更した等）をされる様であってはならない。実証機関による実証試験現場での採水について、実証機関が適切に採水を実施し、不確かさが発生していないかを調査する第三者機関を設置し、試験現場での透明性、及び公正公平性をより確固たるものにするべきである。
- ・ 今後、新たに展開すべき実証対象技術について
- ・ ・ 悪臭防止法での規制物質の除去装置について、新たな実証対象技術として提案します。
- ・ ・ ダイオキシン、CO<sub>2</sub>、NO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>
- ・ ・ 湖沼、ため池等の通年での浄化技術
- ・ 環境省、実証運営機関、実証機関での情報公開の改善などについて
- ・ ・ ホームページのアップを早くして欲しい。設置している店舗、企業の改善度合いを示してもらいたい。今までの公的規格の測定値を行っている場合はそれらを示し、現場別による実証値を示すべきである。
- ・ ・ 実証試験結果の公開について、現状は水質知識を有する者でないと、内容を理解しづらく、読者を限定している。水質値としての BOD 等、又、統計学で使用されるヒストグラムは、小規模事業場の関係者全てが容易に理解出来る内容では無い。不特定多数の読者が、事前の予備知識無しに容易に理解出来る内容に改善するべきである。一般的に水質知識の無い読者でも水のキレイさは、その透明度で五感的に感じられると思われる為、透視度、ないしは可視吸光スペクトラムを使用し、透明度を実

証項目に加えるのも一つの方法と考えられる。又、排水から生じる臭気についても、どの臭気が何 ppm 存在していたか等、現状の臭気検査に追加して、定性的・定量的調査を実施するべきである。

- ・新聞等公的機関紙に報道されればと思います。
- ・本事業への期待、要望、改善などについて（自由記入）
- ・装置を使用、設置している企業のメリットとなる取組が必要である。装置の善し悪し分かりづらい。装置の適用箇所が明確でない。
- ・諸先生方のご指導に感謝しております。たいへんありがたく存じてます。
- ・実証事業の結果を分類して、世の中の人が検索しやすいようにしたらと思います。
- ・本事業によって民間の環境分野の需要・発注金額が拡大することを期待しています。
- ・社会への実証事業の認知度アップ
- ・環境技術の普及が促進され、エンドユーザーが評価できる資料となる為、もっと PR 活動をお願いしたい。

### (3) その他の要望・意見

- ・改善方法の技術のあり方

なぜ有機質の化学材料処理を行う施設に改善したとし、適性のしるしを与えるのかが、わからない。

処理とは、排出物の人工的に作り出した部室をもとの形にし、排出するのが、好ましいのではないか。

日本では、処理について、あいまいすぎるのではないかと思う。

世界的にこの技術でビジネスをしていくことを目的に動き出しているのにもかかわらず甘えばかりが、先行しては、日本は、世界的に途上国となる。

海に浄化を頼む時代ではない。

海の浄化を助けてやらなければ人類の明日は来ない。

より水に近い処理水を輩出し、しかもその水は、自然の分子構造でなければならない。

企業が、人工的に作り出す製品には、リスクが存在する。

排出物の規制でのリスクは、今後背負っていかなければならないリスクだといえる。

だから製品が高くなるからなどといった甘えをなくし、していない企業に対し、企業で

あつてはならないくらいの強いペナルティーが必要となる。  
排出処理は、すべて水で行い分解し、元の形に戻し、排出しなければならない。  
全て水で解決しなければならない。  
そのくらいの化学力は、現時点の日本の企業には存在する。  
亜臨海水領域では、解決できるのではないかと思う。  
研究しているのは、政府関連と企業との連携で予算も付き現状に至っているのだからそろそろ結論を出してもいいのではないかと思う。  
予算だけ消化しているので役には立たないのだが、こんな時に発表しては、どうなのかとは、思うのは、自力で研究開発している企業すべてでは、ないかと思う。  
自発的に道筋を政府提案で出したらどうなのですか。  
そのための研究開発プロジェクトでしょ。  
柔軟な発想がない日本の政府開発研究機関では、実証できませんか。  
否定は、小学生でもできるが、発想はできない政府研究機関。  
税金を無駄に使い否定ばかりしている政府機関・国立大学の先生と呼ばれる方々。実証もできないのなら最初から予算をとり研究開発などやめてしまえばいいのにできるような話をする。  
発表できないでしょこんなに年数だけは、過ぎていても成果の進み具合も見せれないでしょ。  
2か月もあれば作り出せるものを何年かかってやっているのかがわからない。  
実証方法ならいつでも教えて差し上げますよ。  
超臨海水領域以上のエネルギーを持つ電解水蒸気なら先生と呼ばれている人たちが、一生かかっても到達しない領域でしょうが、資金と、2か月間の時間をくれれば作り出して見せますが。  
簡単で、低コストの機器で、解消できます。  
水ですべてを解決しては、どうですか、政府の研究開発機関では、無理ですが。  
民間に委託してはいかがですか、私には言いませんあなたたちが信頼に値すると思っている企業に2か月間と、予算を計上し委託なさっては、いかがですか。